

所長指示第 88 号

令和 4 年 1 月 4 日

札幌刑務所長 妙圓 史

受刑者の外部交通（面会・信書）相手等申告表の取扱いについて
標記について、下記要領により実施されたい。

なお、平成 31 年 1 月 29 日付け当職指示第 3 号「受刑者の外部交通（面会・
信書）相手等申告表の取扱いについて」は、即日廃止する。

記

1 初回

外部交通（面会・信書）相手等申告表（以下「申告表」という。）を初めて提出する場合は、2 枚 16 名までとする。

2 2 回目以降（追加分）

申告表に申告していない者を追加で申告する場合は、これまでの申告表を維持した上で、前回に申告した日から 1 月を経過した後、外部交通（面会・信書）相手等追加申告表（別添様式）1 枚に、4 名まで認める。以降、同様とする。

3 その他記載方法について

- (1) 申告表に記載する相手方については、特定の個人を登録することとし、公的機関及び会社等の団体を宛先とする登録は認めないこととする。
- (2) 申告表に記載する相手方については、相手方の氏名、住所及び続柄又は関係を明記させることとし、これらに不備がある又は関係が不詳である場合は、当該被収容者に対し、疎明を求めること。
- (3) 申告表を記載する際は、先に親族を記載し、その後に友人等を記載させるものとする。
- (4) 申告表に記載していない親族が面会の希望をしてきた場合は、親族である旨の証拠等の提示を求め、親族と認められた場合に面会を許すこととし、親族としての疎明がなされなかった場合は、友人、知人の身分として審査することとする。
- (5) 申告表の提出日は、願箋提出日とし、移入者については、できる限り速や

かに提出させることとする。

- (6) 申告表に記載のない者への発信（公的機関及び会社等の団体を含む）については、「申告外発信」の願箋を提出させた後、審査することとする。

4 支所等の取扱い

本指示は、支所においても適用するが、運用に係る事項については、本指示の趣旨に反しない限り、別途定めても差し支えない。

別紙様式

外部交通（面会・信書）相手等追加申告表

- ※ この申告表には、あなたが信書・面会（どちらかに○をする）の発受を希望する相手を記入します。
- ※ 信書・面会の発受を希望する相手については、必ず、氏名、生年月日、職業、続柄・関係、性別、住所及び目的・事情を太枠内に明記し、連名及び公的機関名、会社名等の団体名での記載できません。
- ※ 続柄・関係欄については、詳細を記入してください。例えば「義兄→姉の夫、伯母→父の姉、社長→就職予定の建設会社の社長」のように記入してください。
- ※ うそは絶対に書かないこと。うそを記入した場合は、虚偽申告として不利益処分を受ける場合があります。

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄		性別	
住所				目的 事情					

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄		性別	
住所				目的 事情					

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄		性別	
住所				目的 事情					

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄		性別	
住所				目的 事情					

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

工場・居室

称呼番号

氏名